

参加区分について（秋田県の場合）

参加区分	具体	補足
<p style="text-align: center;">中学校</p>	<p>①〇〇中学校 △△部 ②複数校合同チーム ③特設部（季節部など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在が「中学校長」であり、「学校の教育活動の一環」として活動しているもの。 ・③は常設の部ではないが、学校長より承認を得ているもの。
<p style="text-align: center;">地域クラブ活動</p> <p>※中体連主催大会への参加には所属する地域クラブ活動が中体連から認定されていることが条件</p>	<p>④ スポーツ少年団や道場 ⑤ 民間企業等が運営するクラブ（チーム） ⑥ 総合型地域スポーツクラブ ⑦ ④～⑥以外の学校が設置者ではないクラブ</p> <p>※単独の学校がスポ少等として活動している場合の参加区分は選択が必要となるので注意する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・責任の所在が「中学校長」ではないもの。 ・活動の主たる目的がスポーツ振興であるもの。 <p>※日本中体連各競技部からの細則では④～⑦以外の制限を加えている競技があるので注意。（県中体連各競技専門部細則参照）</p> <p>例1 <バスケットボール> 自治体主体で地域移行を進めるために発足した地域クラブ活動。</p> <p>例2) <サッカー> 地域クラブ活動としてU-15チームがクラブユース連盟へ加盟登録していないこと</p> <p>例3) <卓球> 団体戦に出場できるチームは、学校部活動が地域移行されたスポーツクラブとする。</p>